

令和5年第1回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和5年5月22日(月)

東洋町議会

余 白

令和5年第1回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和5年5月22日(月) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)

議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
3番	安岡 良仁 君	4番	高島 俊彦 君
5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
税務課長補佐	奥村 忍 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

令和5年第1回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和5年5月22日(月) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議席の指定及び変更
- [日程第2] 会議録署名議員の指名
- [日程第3] 会期の決定
- [日程第4] 常任委員会委員の選任
- [日程第5] 議会運営委員会委員の選任
- [日程第6] 承認第1号 専決処分事項「令和4年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 承認第2号 専決処分事項「令和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 承認第3号 専決処分事項「令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第9] 承認第4号 専決処分事項「令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第10] 承認第5号 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第11] 承認第6号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて

- [日程第12] 承認第7号 専決処分事項「令和5年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第13] 承認第8号 専決処分事項「令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第14] 承認第9号 専決処分事項「令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第15] 同意第1号 東洋町副町長の選任につき同意を求めることについて
- [日程第16] 同意第2号 東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、東洋町議会では、今議会よりマスクの着用は個人の判断に委ねることとしております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

これより、令和5年第1回東洋町議会臨時会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり、議席の指定及び変更、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項補正予算7件、専決処分事項条例2件、人事2件の計11件であります。

日程に入る前に、町長から、発言の申出がありましたので、これを許します。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回東洋町議会臨時会の開会にあたりまして、少しお時間をいただき、一言ご挨拶と私の所信の一端を申し述べまして、町議会議員各位、並びに、町民の皆さま方のご理解とご協力

をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、所信表明演説に入ります。

私が東洋町役場に採用されました平成7年は、4000人からの人口がおりました。

しかし、今年4月末時点では、2151人。約28年間で、半数近くにまで人口が減少しております。

東洋町の最大の課題は、人口減少による町の衰退の危機であります。

私のこの先4年間は、人口減少問題に立ち向かっていくことを大きな使命としております。

この人口減少問題は、東洋町だけではなくて、地方が抱える大きな課題でもあります。

逆に、コロナ禍を経験した都会に住む方たちは、地方への移住を考えるようになってきているのも事実であります。

これからは、その地方へ移住を考える方をどうやって、この東洋町へ迎え入れるかが、人口減少問題の解消に向けての大きな取り組みであります。

それを、東洋町議会をはじめ、地域の方々や団体、民間企業と一緒にあって、この東洋町を、住みたい町、訪れたい町、そして、帰りたい町へと変えていかななくてはなりません。

そこで、私は町民の皆さんとともに、元気で、にぎわいのある東洋町を目指すことをこの4年間の最大のテーマに、3つの柱を重要施策として人口減少問題の解消に挑んでまいります。

1つ目は、働く場を増やすことです。

まずは、本町の基幹産業である第一次産業の振興です。

すでに、取り組んでいる事業所もありますけれども、一次製品の付加価値を高めるために、魚介類や農産物などを加工品として、商品開発や販売に力を入れることです。

最近、町内に新たな産業が誕生したり、事業拡大で新規事業に参入したり、そしてまた、新たな経営者が誕生したり、町の商工業に少しずつ活気が出てきております。

これからは、もっと、もっと、町内事業所の生産性のアップにつながる経営改善や新たな経営戦略を支援する、そして、都会にあっても、ここにはない職業はたくさんありますので、新たな事業所の設立に向けて意欲的な方の経営支援をしていくことで、働く場が生まれる環境づくりに取り組んでまいります。

新しい事業所の設立と、今ある事業所の事業拡大で生産性をアップさせる。そこに、働く場が生まれます。

そして、本町の農業です。他業種からの新規参入もありまして、直接雇用につながっているという明るい事例もあります。

しかし、農業者の高齢化などによりまして、農業の衰退に直面をしております。

農地を守るために、新たな農業経営に取り組ましまして、新規就農者の獲得に努めてまいります。

2つ目は、新たな観光振興に取り組むことでもあります。

人口を増やすための取り組みとして、観光政策は、最も町の魅力を伝えて、ここに住みたいと思わせる、移住者獲得に向けての絶好のアイテムとなります。

これからの観光振興は、外部からこの東洋町を見る視点、観光

客目線での観光資源の再発見に焦点を当てて、観光の3要素となる、自然・文化・食を磨き上げることです。

観光客の誘致に力を入れて、今以上に、人とモノの交流を活性化することによって、町内経済の好循環が生み出されるような観光地に向けて取り組んでまいります。

令和7年の大阪・関西万博の開催に向けて、高知県では関西戦略として、高知県特有の自然体験型観光への誘客する取り組みをしております。

その流れを本町へつなげていくためにも、自然を生かした新たなアウトドア施設の整備に向けて、南海トラフ地震対策の防災拠点としても活用できるように、東洋町の自然体験型観光に取り組めます。

3つ目は、子育て支援と高齢者の健康増進であります。

人口を増やすターゲットとしましては、特に、労働力の中核となる年齢層15歳から64歳までの生産年齢人口を増加していくことが重要であります。

生産年齢の人口の中でも、比較的、若い子育て世代の移住者の獲得に向けての取り組みと、ここで暮らす子育て世代が安心して子育てができる環境づくりが重要であります。

東洋町が行っている子育て世代への支援は、全国トップクラスと言っても良いくらい制度がたくさんあります。地方で子育てをしたいと考えている移住者の選択肢に、この東洋町が入るような仕組み作りに取り組んでいきます。

本町の少子化対策には、この町で子育てをしたいという、子育て世代へのさらなる支援であります。

今の子育て世代は、子どもへの教育環境にとっても敏感であり、とても熱心であります。

義務教育課程では、近い将来、デジタル技術を活用した遠隔授業の実現は間もなく訪れます。少子化のなかでも、園児には就学前の教育の充実を、そして、小中学生はデジタル時代の到来にふさわしい教育が受けられるよう教育施設の改善に着手するなど、都市部との教育格差が生じないよう取り組み、そして、特色ある教育環境づくりに努めてまいります。

東洋町では、65歳以上の高齢者が半数以上を占めているという現状があります。

町の人口減少対策として捉えた場合、高齢者も健康長寿でいられることこそ、人口減少対策として取り組んでまいります。

その高齢者が健康でいられるよう、高齢者が集う施設の環境を整えて、快適な空間の実現に向けて取り組むとともに、日常の中でも、健康づくりに参加しやすい取り組みを展開していきます。

これらの人口減少問題の解消に向けての取り組みと並行しまして、南海トラフ地震などの大災害から、ここで暮らす地域の方々、ここへ訪れる町外の方々を守るための対策をしっかりと行っていく必要があります。

津波避難空間の整備や木造家屋の耐震補強には、引き続き取り組みまして、空き家を活用した移住者の住まいの確保にも取り組んでまいります。

これから先は、地震津波から守った命をつないでいく対策を強化し、避難生活に備えまして、快適性を求めた必要品の備蓄を充実できるように取り組んでまいります。

そして、町の取り組みを地域の皆さんへ分かりやすくお伝えし、それぞれの地域の想いをくみ上げて、よりよい町づくりへと創り上げてまいります。

結びになりますが、これまで申し上げましたことが、この町の大きな課題であり、解決に向けて急ぐべきものと認識をしております。

これらの施策を進めていくための具体的な方向性や財源の確保につきましては、新たな組織編成のもと、改めてお示しをさせていただきたいと存じますが、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

そして、町執行部と両輪であります町議会とは、前向きな議論ができる関係づくりに私自身が努力してまいります。

さらには、町民の皆様方をはじめ、関係する諸機関や団体など多くの皆様方に、ご支援ご協力をお願いいたします。

町の新たな取り組みも身近な取り組みにしても、地域の想いを原動力に、新しい町づくりを行っていくことをお約束を申し上げます。まして、所信表明とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

(福島 登 議長)

町長の発言が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、議席の指定及び変更を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、今回新たに当選

議長

されました、大坪千倫君は1番に指定します。

次に、大坪千倫君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

廣田齋史君は2番に、安岡良仁君は3番に、高島俊彦君は4番に、武山裕一君は5番に、それぞれ変更します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は議会会議規則第126条の規定により、5番武山裕一君、並びに、6番今宮裕明君を指名します。

日程第3、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高島議会運営委員長。

議会運営委員会委員長

(高島 俊彦 議会運営委員長)

皆様、おはようございます。

令和5年第1回臨時会、議会運営委員会の報告を行います。

5月19日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとする。

次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑・討論を合わせて、時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定

議長

により、反問権を行使することができる。

また、反問権も制限時間に含めることとする。以上のように決定いたしました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、大坪千倫君を総務教育民生常任委員会委員に、指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、選任することに決定しました。

日程第5、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、大坪千倫君を議会運営委員会委員に、指名

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしと異議ありとの声あり)

ただいま、選任について異議がありましたので、採決の方法は、改めて、挙手により行いたいと思います。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第2項の規定により、大坪千倫君を選任したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、議会運営委員会委員は、指名のとおり、選任することに決定しました。

日程第6、承認第1号、専決処分事項、令和4年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件から、日程第14、承認第9号、専決処分事項、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

それでは本日の議案の提案理由の説明をさせていただきます。提案理由説明書の1ページからお願いいたします。

承認第1号、専決処分事項、令和4年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書の

町長

とおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由の説明です。提案理由、3月議会終了後に、各種交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入などの確定額、地方自治法第213条第1項の規定による翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費補正を計上し、令和5年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ9141万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3852万5千円と定めております。

歳入では、地方譲与税、地方交付税などを追加し、国庫及び県支出金、繰入金、諸収入を減額しております。

歳出では、人件費、各種事業費の確定による増額及び減額、基金積立金、簡水会計繰出金を追加しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして3ページをご覧ください。承認第2号、専決処分事項、令和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由です。3月議会終了後に、甲浦浄化センター詳細設計委託事業が繰越となったため、令和5年3月31日に専決処分させていただいております。歳入歳出それぞれ追加はございません。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたし

ます。

続きまして5ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分事項、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由です。3月議会終了後に、耐震管路整備工事の財源変更に伴い、令和5年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ追加はなく、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3385万7千円と定めております。

歳入では、繰入金を追加し、町債を減額しております。

歳出では、耐震管路整備工事の財源を組替しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

続いて7ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分事項、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由です。3月議会終了後に、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、令和5年3月31日に専決処分させていただ

いております。

歳入歳出それぞれ68万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4697万9千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料を追加しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて9ページをお願いいたします。承認第5号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律などが令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を令和5年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、森林環境税の導入及び給与所得者の扶養親族等申告書記載事項の簡素化などによる改正でございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続いて11ページをお願いいたします。承認第6号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5

年 5 月 2 2 日提出でございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律などが令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を令和 5 年 4 月 1 日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどの改正でございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続いて 1 3 ページをお願いいたします。承認第 7 号、専決処分事項、令和 5 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和 5 年 5 月 2 2 日提出でございます。

提案理由です。令和 5 年 3 月 2 8 日、国において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、本町において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは地域振興券のことでございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業、価格高騰重点支援給付金、これは住民税均等割非課税世帯 1 世帯 3 万円の給付金であります。及び子育て世帯生活支援特別給付金、これは住民税均等割非課税世帯で高校生までの扶養者 1 人につき 5 万円を給付するものであります。など、早急に事業を実施するため、令和 5 年 4 月 7 日に専決処分させていただいております。歳入歳出それぞれ 6 9 5 9 万 4 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 7 1 3 6 万 9 千円と定めております。

歳入では、地方交付税、国庫支出金を追加しております。

歳出では、東洋町地域振興券、価格高騰重点支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業などを追加しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて15ページをお願いします。承認第8号、専決処分事項、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由です。令和4年度の県補助金について、予算額より歳入不足が生じ、令和5年度の前年度繰上充用金を追加する必要性が生じたため、令和5年4月7日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ221万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2756万3千円と定めております。

歳入では、県支出金を追加しております。

歳出では、前年度繰上充用金を追加しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて17ページをお願いをいたします。専決処分事項、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、

同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

提案理由です。3月議会終了後に、指定管理者への移行による精算金振込手数料の確定に伴い、令和5年4月7日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ170万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2355万8千円と定めております。

歳入では、繰越金を追加しております。

歳出では、海の駅事業費を追加しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

おはようございます。

それでは私から承認第1号、専決処分事項、令和4年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、ご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正について、歳入歳出それぞれ9141万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3852万5千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは私からは承認第2号、令和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。</p> <p>補正予算については歳入歳出それぞれ追加はございません。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>それでは私の方から、承認第3号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、ご説明いたします。予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正予算では歳入歳出それぞれ追加はなく、予算の総額を1億3385万7千円とするものです。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>承認第4号、専決処分事項、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算の承認を求めることについてご説明をいたします。予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出それぞれ68万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4697万9千円としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(田岡 はずみ 税務課長)</p> <p>私からは承認第5号と承認第6号について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、承認第5号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、税条例の一部改正を令和5年4月1日に専決処分させていただいております。</p> <p>主な改正内容は、森林環境税導入に伴う改正などとなっております。</p> <p>改正条文は、議案関係資料の1ページから12ページ、新旧対照表につきましては、1ページから31ページまでとなっております。</p>

ます。

主な改正内容について、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、1ページでございます。

第34条の9では令和6年度から課税が始まる森林環境税導入に伴う改正となっております。森林環境税は、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する国税で、税率は年額千円となり、その賦課徴収は市町村が個人住民税の均等割と併せて行うようになっております。

関連して3ページ第38条個人の町民税の徴収の方法等、4ページ第41条個人の町民税の納税通知書、第44条給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、7ページ第47条給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入、9ページ第47条の2公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の改正を行っております。

次に、1ページに戻ります。

1ページ目から2ページ目にかけてになります。

第36条3の2では、給与所得者の扶養親族申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合について記載の簡素化が図られる改正となっております。

次に、14ページでございます。

第82条では、原動付自転車について、三輪以上のものの規格改正により特定小型原付、いわゆる電動キックボードが除外となる改正を行っております。

次に、23ページでございます。

附則第15条の2では、感染症対策によって15か月延長されていた消費税引き上げに伴う環境性能割の臨時的措置は削除の

改正となっております。

次に、27ページでございます。

附則第16条第3項では、営業用ガソリン軽自動車等の軽自動車税、種別割について、新車に限り、取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税、種別割を軽減する適用期限を3年間延長の改正などを行っております。

以上が税条例等の主な改正内容となっております。

続きまして承認第6号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険税条例の一部改正を令和5年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、課税限度額の改正等となっております。

改正条文は、議案関係資料の13ページから14ページ、新旧対照表につきましては、32ページから42ページまでとなっております。

こちらの改正内容につきましても、新旧対照表によりご説明をいたします。32ページをお願いします。

第2条第3項及び第23条第1項では、後期高齢者支援金等課

税額 20 万円を 22 万円に改正しております。これにより国保課税限度額は 102 万円から 104 万円の改正となります。

次に 33 ページをお願いします。

第 23 条第 1 項第 2 号では、5 割軽減基準額の軽減判定所得を 28 万 5 千円から 29 万円に、第 3 号では 2 割軽減基準額の軽減判定所得を 52 万円から 53 万 5 千円に改正をしております。

この改正により 1 人世帯の場合では、5 割軽減基準額の軽減判定所得は 71 万 5 千円から 72 万円に、2 割軽減基準額の軽減判定所得は 95 万円から 96 万 5 千円となります。

また、今回の改正について国民健康保険税課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の改正についての資料を配布しておりますので後程ご参照していただきたいと思ます。

以上が国民健康保険税条例の主な改正内容となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは私から承認第 7 号、専決処分事項、令和 5 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めることについてご説明いたします。予算書の 1 ページをお願いします。

今回の補正について、歳入歳出それぞれ 6959 万 4 千円を追

<p>議長</p>	<p>加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7136万9千円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>ここで休憩します。再開は、10時30分です。</p> <p>会議に戻る前に、議会運営委員会委員長から、ただいまの休憩中に委員会を開催したとの報告があり、議会運営委員の互選により、副委員長に廣田齋史君を任命したとの報告がありました。</p> <p>会議に戻ります。</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>それでは承認第8号、専決処分事項、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ221万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2756万3千円としております。</p> <p>次に2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは私の方から、承認第9号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ170万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2355万8千円とするものでございます。

2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。

日程第6、承認第1号、専決処分事項、令和4年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑、討論について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、1人30分以内、答弁時間も30分以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明に行うものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止します。

それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

これらの他、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

承認第7号なのですが、価格高騰重点支援給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金

議長

(福島 登 議長)

ん、7号…

(自席より：今1号やろ)

2番議員

(廣田 齋史 議員)

一括…すいません。

(自席より：4年と5年と間違えたんやろ)

議長

(福島 登 議長)

7 番議員	<p>ええんか。ちょっと慌てたね。かまいませんか。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>令和 4 年度の一般会計補正予算、専決第 1 号について何点か質疑させていただきます。総務課長にも言いましたけども、ちょっと今日ほら、ここで初めて議案説明を受けたような状態なもので、作ってきたもんが全く役に立たないようになっておりますので、そのところは目に見ていただきたいと思います。何点かありますが、まず 16 ページの</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>16 ページ</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。予防衛生費 2097 万円の内容についてということで 2 点お聞きします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>17 ページやね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>17 か。ごめんなさい。もうこんな状態やきにごめんよ。このコロナ対策ワクチン接種計画について、期日や場所、対象者など、内容についての説明を求めたいと思いますが、よろしくお願ひし</p>

議長	<p>ます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ。ちょっと違う。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>待ってくれてん。人のこと言われんな。</p> <p>どいた、もっぺん言って。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>17 ページのどこですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これが5年度になっちゃう。ごめんなさい。人のこと言うちよいてね。まあけんど、いきなりやきんな。すいません、言い直します。</p> <p>令和4年度一般会計専決補正として1, 2, 3, 4, 5件ほど、質疑させてもらいます。1つ目です。21ページお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>21 ページ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>21 ページの施設等整備基金積立金150万円</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>節の番号をまず言っていたいで。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>節からいくか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2 1 ページの施設等、これはどこにある。2 4 積立金やね。2 4 節積立金で</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2 4 節、あーわかりました。はい、わかりました。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ごめんなさい、間違えました。1 4 節、もー。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 4 節？積立金は 2 4 節です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2 4 でおうちょうか。了解。はい、ほやね、ごめんなさい。</p> <p>これの、施設等整備基金とはなにか、目的、内容を聞くということで、現在までにいくらの基金積立があるのかということでもまず 1 点お聞きします。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>どなたが答弁しますか。生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>すいません、今手元に持ってくるのを忘れましたので、またお知らせいたします。申し訳ございません。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>よろしいですか。7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>住民さんに聞いてもらいたかったんやけど、まあ仕方ない。</p> <p>これはどうでしょう、専決せずともですよ、6月議会まであと1か月足らずですよ、それが待てなかったのかと。そのことだけ説明お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それはあれでしょ、内容ではないでね。それは最初に説明したでね。なぜ専決したかということは。内容についてやっていただかないかと思えますよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほの今いう、どういう内容で専決したのかという、その説明を。専決せいでって、そのまま6月議会まで待ってもいけたもんやな</p>

議長	<p>いのかということで。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>それは専決なぜしたかというのは提案理由のときに述べましたよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんであれば要求のことをひっくるめて言うちよるけども、1つ1つこのことについては</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、ごめんなさい。節の番号を言って、中身のことをまず聞いてください。聞くことがあると思うんですよ。はい、どうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この議会というのは、あの本を読ましてもうても、この専決というのは、なかなか大事なもんらしいです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは大事です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんでそれはどうしてそういう専決しなければいけないかという理由をちゃんと説明しなければいけないと。個々について</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>最初に、なぜ専決したかという説明はみなさんお聞きしています。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>個々について</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、お聞きしていますので、今言うように、節の番号を言って、中身の質問をしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あなたに質問してるんじゃないんです。こちらに質問してるんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>私が質問を許しますのでね。そういうことで中身の説明をお願いします。いんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) いや、まだあらあ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、中身の説明をよろしくお願いします。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>専決とはなにかということね。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>結局、今課長からそういうように答弁もらいました。その何が できるまで待たせてもらいます。</p> <p>それから2つ目です。これも説明ありましたね、うちは説明受 けずに質疑作っちゃったものでほら、ちょっとだいぶ違うてます が、付け加えて言わしてもらいます。21ページです、同じ。こ の光ケーブル新設工事費、町負担分が1800万円計上されてお ります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>14節やね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。この新設工事費を専決した理由、それから何軒分で、そ れぞれの負担額を聞きたいと思います。それから、毎回のよう にこういう新規の設置費用が上がってくるんですが、今現在東洋町 でこの施設、活用している方がどれぐらいおって、また今後こ ういうことがずっと続くんでしょうか。それをお聞きしたいと思 います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いけますか。生松総務課長。</p>

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

この光ケーブルの新規加入の工事費につきましては、年度当初に依頼しております、NTTと契約をいたしまして、大まかな金額を契約いたします。例年どおり何百万という金額、この金額は、新規加入者があった場合に、幹線から家まで繋ぐ費用については、本町が負担するものでございまして、1件につき安ければ10万か20万程度で済むんですけども、距離が遠いなどがあった場合、1件当たり60万以上もかかったりする場合もございまして。最初に契約するんですけども、年度通じて新規の加入者がどれぐらいかっていうのは全く見込めないわけです。NTTから最終的に示されるのが、3月ぐらいにだいたい何件のどれぐらい接続した費用っていうのは、確定額がはじき出されるわけございまして、今回生見地区において、光ケーブルを接続する口が全くなりまして、接続できない状態になりました。そこで接続をする場合、簡単に線を引けばいいということかもわからないんですけども、それが光ケーブルの線の新しく口を作る場合、甲浦のNTTの局舎から、生見まで引っ張ってこなければいけないということになります。なりましたので、その費用が1千万以上かかったということございまして。それと今現在光ケーブルを接続している世帯は、ちょっとアバウトですけども約1400世帯ぐらいございまして。これはテレビも含んでおりますので、例えば1世帯が2軒家持っていたり3軒家持っていたり、例えば事業所で家庭とは別にインターネット引きたいっていう場合は2つないし3つというふうに接続しなければいけませんので、そのときには

またどんどん増えてくるかなとは思っております。この光ケーブルは、昨今インターネットで皆様が情報通信をするために光ケーブルをしておりますが、今現在は家庭で必要不可欠なものとなっております。口がないから接続できませんっていうことはもう多分なかなか住民さんにもご迷惑かけるということもありますし、距離を引っ張ってくると、ちょっと高額になるっていうことでもあります、今回専決、3月31日までですけども、専決しなければ予算執行できないのでこういうふうに専決処分で金額をあげさせていただきました。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今更言ってもいけませんけども、一番最初、澤山さんのときだったかな、町長のときだったかな、これが設置されたのはね。あのときにおればよかったんですけど、ほれは言うでもしゃあないけれども、ただこれは個人負担がないということは全額今後もずーっと町負担で今後こういうことが起こったら、今1400世帯が完了してる言うたんですかね、1700世帯ぐらいあるのかな東洋町今。それから言えばあと300世帯ぐらいの分あるんですが、そういう方が次から次こういうことになったら大変ですが、もう1点だけお聞きしときます。確認させてもらいます。これは全額町負担ですか。今後もそうしますか。

議長

(福島 登 議長)

<p>総務課長</p>	<p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>光ケーブルを整備したのは、松延町長時代でございます。</p> <p>(自席より：ほやったか、ごめんなさい。ほれは謝ります。)</p> <p>それと、整備した当初は皆様無料で接続をしたんですけども、それから数年ぐらいは無料にしてたんですが、ちょっと時期忘れましたが、この1、2年には個人負担をとっております。個人分と事業者分とで分けておりまして、個人は6万円、消費税含めて6万6千円かちょっと忘れましたが6万円、事業所は9万円という個人負担はいただいております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3つ目の質疑させていただきます。25ページです。ごめんなさい、節は下置いてきた。ごめんなさい、25ページです。新規就農推進事業補助金が900万円の専決減額をお聞きしたいと思います。1番目。推進補助事業は当初予算には1050万円が計上されておりましたが、そのうち900万円が専決削減されたということは、この事業の目的及び削減理由をお聞きしたい。再度</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>田島さん。18 節のこと言いよんかな。何ページで何節ってもう一回言ってください。何ページの何節か。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ページで言うたきんな。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ページと節を言うてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>26 ページ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>26 の一番上やね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほうやろ。なんかそんな感じやと思う。これは節が18 節やな。補助及び交付金というところです。25 ページの最終から26 ページにかかっての分です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>新規就農推進事業費補助金900 万円の減額ですが、当初予算</p>

	<p>では2名予定がありましたので2名分計上しておりましたが、実際の対象が1名になったために、その1名分を今回減額させていただいております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員) そうになったら小池さん、名前言われんのよな、産建課長、そうになったらこれは1050万円の総額計上して、1名分減ったきにということで900万円減額ということは1人当たりどれぐらいの予算組んでたんですか。それ1点お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 2名の当初予算要求してました。1名は継続の方ですので、継続2年目になります。それで金額がちょっと減ってくということで、新規の場合は金額が違うということで、単純に1千万を半分に割って500万ということにはならないということです。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>

<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>すいません、もし課長、私が勘違いしてたら注意してください。一旦2名採用されちよつたと聞いたことあるのはこの事業やったですかね。もしそれがそうであればこれは途中で退任したということやろか。違う？別のもん？ちよつと混乱しますけども。この150万円の支出内容、1人分としても、150万というのは何に使われたということを聞きたいんですが、答弁できますか。今後のこともあります、一旦ここで確認させてもらいたいと思います。この1050万円の内900万のけたら</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さんちよつとあれやね、範囲が広がっていきようですよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>副町長頭かしげよる。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>これ3回目ですのでね。18節については。 小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。 事業内容というのは特に定めておりませんが、新しく農業に参入する方への支援金として国から交付されている金額でござい</p>

	<p>ます。</p> <p>(議員側自席：150万円の経緯、何に使われた)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>自席からの発言はやめてくださいよ。もう3回目になってますよ。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それは県、国の方に実績を出しております。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池さん、もうよろしいです。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そのままここで質疑しよるような状態なんです、はっきり言うて。もう書いたもんが全部違うもんでね。ごめんなさいよ。</p> <p>4番目の質疑に入ります。26ページ、ああ、また節か…。26ページの森林環境譲与税基金積立187万4千円の目的を聞くということで質疑させてもうてます。これは26ページの</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>24節</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>24…待ってよ、24になるか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>どちらですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もうほんまに… 24… そやな、これやな。187万4千円。 はい、24節でお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>質問内容を。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>質問内容ね。1つ目の質疑です。令和4年度は総額いくら譲与され、何に使って187万円残ったのかの説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>この森林環境譲与税の積立金、交付額は約で言いますけども、約1500万ということでございます。その内1200万を事業で使っております。その事業は里山山林の補助金とか高性能林業機械の補助金等になっております。その配分額からの残りが180万円がまだ事業に使われていないお金でございます。このお金</p>

は充当できてない場合は、この年度で積立をしなければならないということで積立をしております。今後はこの森林環境の目的に沿った事業しか、この譲与税は使えませんので、将来的にはその財源に充てるために基金として積み立ててるというわけがございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ちょっとうちももう1つの事業と勘違いしちゃった、ごめんなさい。2つ目としてから、ごめんなさい、12節のことで、同じページです。委託料として1点お聞きしたいと思います。森林経営管理制度意向調査業務委託料が82万5千円が消去されております。このことについてお聞きしたいと思います。これは総額7百何十万でしたかね、ごめんなさい、その総額も含めてここへ残って、その事業の経過報告というか、内容をお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

事業内容というか、減額した理由を聞くんだったらわかるんですけどね。

(自席：減額した理由やなしに原因)

原因はそらかまんですよ。

(自席：その事業の内容がわからんとわからん)

それはもう説明を

	<p>(自席：こういうものに使ったけどこれば残ったと言うてもうたら)</p> <p>それはもう当初予算で計上してあるんでね。だから減額した理由を聞くのならわかりますよ。それでよろしいですか。</p> <p>(自席：当初予算に計上したんが残ってきとるわけやきね)だから減額した理由を聞くんでよろしいですか。</p> <p>(自席：はい。ほれでやってください。)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>減額の理由につきましては、入札の減によるものです。以上でございます。</p> <p>(自席：入札減)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>入札減と言われました今。ということはこれは当初のときからの、入札は当初の、4年度ですからね、年度末になって入札減やとちょっとおかしい。私はその事業の中でなにかあってそれが不要額として計上されてきたとこう考えてるんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>入札減ということ言うたでしょ今。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほら契約のね、…で言うけども、そうじゃなしにうちはもう契約してそれで動いていきょうときのその内容、どういう理由でマイナスになったかということを知りたかったんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>マイナスは入札減なんでね、入札のときにマイナスになったわけでしょ。減ですのね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほなもう一つ続けて質疑させていただきます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。質問するときにもうちょっと整理してできたらやっていただきたい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あのね議長、言うたでしょ私は。19日に夕方貰ったんですこの資料を。ほんで土日が休みで聞けなんだんです。で、今日朝ここへ来てから初めて内容を聞いたんです。ほんで即ここで質問せいということですから。あなたに言うたでしょ、これはなかなか難しいて、ね。総務課長の補佐にも言いました。資料が欲しいいうて。だからなかったら質問できんと言うて、私泣くように言いました。でも仕方ないから今ここでやってるんですきに。それを言わないでください。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>どうぞ質問やってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この問題はどんなんですか。あるみかん組合の方に委託してアンケートを</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ。また違う方向にいきようと思います。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>その分ですかと確認さしてもらいたい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>入札減と言よんですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だからこの事業はね、入札減になったということじゃなくて、これは入札減やなしに決算の最終的な報告やきに、この今日の分のこれは。今から始まる予算じゃないんですから。決算と同じですから。そのときに入札減や言うことはなくて、その事業の中でこれが何らかの理由でいらなくなったんじゃないかということで確認さしてもらいよるわけです。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それはまた決算のときに質問していただけたらと思います。入札減という答弁があったでしょ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>なんでえ。ここでそのために予算組まれちよんのやろ、こうやって。困ったなこら。</p> <p>(自席より発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もしあれだったら次の質問があるんなら次の質問に移っていただけたらと思いますけどね。あるんなら。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。ほんならこれはこのままにしといて、もう一つ別の質疑させてもらいます。同じ26ページです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>26ページ、はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これの東洋町、あ、ごめんなさい、18節です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>18節、はい。</p>

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

東洋町漁業者担い手育成事業費補助金が15万円出てたんですが、まるまるこれが削減されてるんですよね。消去というか、その不要決算となっておりますが、この事業のもう一度どういう事業でこれを組んで進めていったのか、またこれはどういう理由で0というか、申込者がなかったと思うんですが、んでこれが漁協なんかと話し合いした上のものなのかどうか知りたいと思います。検討した上での結果やったのか、それだけ1点お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

田島さん何回も言いますけどね、減額した理由を聞くようにしてくださいよ。減額した理由を。田島さん、聞いてますか。

(自席より：聞いてます。理由を聞いたやかね今)

減額した理由をね。

(自席より：今ほやきに漁協とほんなら言わいでええわ、漁協と相談した結果そうなったと答弁してもうたらええわだ。どうぞやってください。)

いけますか。手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作 産業建設課長補佐)

田島議員の質疑にお答えします。この事業は漁協は関係ありません。漁業者をしたい方が1級小型船舶を取るにあたりまして、補助金を出してる分になりまして、今年度は要望がなかったということです。以上です。

<p>議長</p>	<p>(自席より：再問したいけどもね。はい。)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町の漁業について後継者、あるいはまた技術者、資格者をふやしていくということで、ここで何回も質問させてもらいましたが、それに対してこういうことしてくれてるのかなという考えをもっていますが、これものすごい大事なこういう補助事業ですね。これを漁協と相談がないということは町と組合員さんに直接連絡とってやってるんですか。それともどのような形で</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、田島さん、やっぱり減額理由で今応募がなかったから減額という答弁したでしょ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だ一ほの原因を聞きよんのよ。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>減額した原因を今はっきり述べましたよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いや違う。ほの内容がね漁協と</p>

議長	(福島 登 議長) それは当初予算のときに話をしていますよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) こればのことは質疑できるやろがね。
議長	(福島 登 議長) いや、それはもう減額理由をきっちり今述べたですよ。皆さんはわかっちゃおうと思いますよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 減額理由はほら申込がなかったから
議長	(福島 登 議長) そうそれで
7番議員	(田島 毅三夫 議員) だから、それを (自席より発言あり)
議長	(福島 登 議長) だからもうひとつ田島さんが誤解しとったんは、漁協が関係あるということも、今違いますという答弁があったでしょ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) だぁほんでだぁ

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それをまだ範囲を膨らますというなら僕は許しませんので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それやったらどのようにして接触しようのかと。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もうこれ以上は</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>止めらして、自席からの声を。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、これ以上範囲を広げるやったら54条により発言を中止してもらわないかんです。</p> <p>(自席より：また始まったな)</p> <p>もう範囲が超えています。</p> <p>(自席より：こればのことは議会で…以上です！)</p> <p>はい、7番田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

	<p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>反対者。はい、7番田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今さっきの聞いていただいてわかってくれたと思いますが、私が議員としてここで質疑するためにここに立って質疑するには、資料がなかったらなにもできないんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>なんで。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>議案に対する討論ですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だあ、議案に対する、ほの議案の説明に</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>議案に対する討論ですよ。経緯を批判するような討論はおかしいですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

<p>議長</p>	<p>なんでよ。だから私が言っているのは</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>議案に対する討論をやってくださいよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今朝説明ざーっとするだけじゃだめだと。もうちょっと時間をとって説明していただいて</p> <p>(議員側自席：議長、発言がおかしいんじゃないですか)</p> <p>おかしいかい。</p> <p>(議員側自席より複数人の発言あり)</p> <p>反対討論です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>みなさんちょっと待ってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういう</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、討論をやめてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういうことをして</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

田島さん。討論をやめてください。

(自席より:議員が議会で発言できんやとこんなことあるか。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、専決処分事項、令和4年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第7、承認第2号、専決処分事項、令和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、和4年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第8、承認第3号、専決処分事項、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第9、承認第4号、専決処分事項、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第10、承認第5号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとはいとの声あり)

田島さん。7番田島毅三夫君、質疑を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

1, 2点お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

ちょっと待ってくださいよ。資料皆さん出すんで。それではページと節をよろしくお願いします。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

承認第6号

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ああ、すいません、間違えました。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あのですね、今日この提案理由読まさせていただいて、それで一応作ってきたんですが、この資料いただいています。承認第 6 号の資料を。黄色のマークを付けた分。これでいけるんですね。</p> <p>(各所から、第 5 号との声あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>第 5 号。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>間違うたかい。私は 6 号とした、ほんなら 5 号でやるべきやったんやね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今 5 号ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今 5 号か。もうこんな状態やこれ。</p> <p>(議員側自席より：もうちよい議長、ちゃんとやってもらわんと時間の無駄ですよ)</p> <p>まあ言わしてもらうが、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>まあまああもう</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こんだけ混乱してしまうのやきに。だまっちゃったらほらこんなせんやろ。質疑しようとしたらほやってこんなんするんよ。</p> <p>(自席より複数人の発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>始めてください。承認5号でやるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>国民健康保険税課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の改正についてという今資料いただいて読んで見えます。このことについてお聞きしたい。こんでええんやろ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは6号や。今5号です。次やね。6号やねそれは。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これを変更言わなんだかな。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それ6号。今条例のことやりよる。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>皆さん、お手数かけました。申し訳ありません。</p>

議長

(福島 登 議長)

かまんすか。それでは田島さんの質疑はなしということによろしいですね。この5号については。

もう1度言います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第11、承認第6号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件

を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

なし、いう声が大きいな。

申し訳ありません。やり直して6号で、1つ2つお聞きしたい
と思います。ここに黄色いマーカーで塗られて資料がありますが、これは結局後期高齢者支援金課税額として20万円が22万
円と、2万円アップするとそういうことですね。それから課税限
度額が10万2千円から10万4千円に上がる。100か。10
4万円か。それからその下の段にもありますね。5割軽減基準額
としてから、28万5千円が29万円に上がると。それから2割
軽減基準額が52万円から53万5千円に上がると、こういうこ
とが書かれておりますが、今後期高齢者の方、非常に今苦しい、
厳しい状況におかれております。町長の今日の何言いますか、公
約と言いますか、所信表明と言いますか、その中でいろいろと後
期高齢者のことについても言及がありました。守っていかなけれ
ばならないというようなことが言っておりましたが、そういう意
味からも私はこの分については私はどうしてこっだけ上げん
と
いかんのか、そのことを説明求めたい。ほら国や県からのそう
いう指導があつてそれに沿つてゐるかと思ひますけれども、町として
その現況を踏まえて、現状をね、なんらかの形で手を打つべきで
はないのか、ということでその内容をお聞きしたいと思ひます。

7番議員

議長	<p>こう決めた経緯をお聞きしたいと思います。</p> <p>(議員側自席より：議長、再三質問がおかしいんじゃないですか。)</p> <p>だぁ待っててくれしてみい。ほやきに</p> <p>(議員側自席より：一般質問じゃないですよね。)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>そうやね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういうようにね、現状を踏まえた上で、住民さんの現状を踏まえて</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください。ちょっと発言を待ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>担当は誰で。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>なぜということで答弁しますんで、戻ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほやきに下げというわけには言えんわけやきにほら。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>税務課長</p>	<p>はい、自席に戻ってください。 田岡税務課長。</p> <p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。 最初の説明と同じような内容になりますが、今回の改正につきましては地方税法施行例の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることよっての改正となっております。この地方税法の改正により課税限度額の改正がありましたので、本町でも改正を行っております。ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>その答弁は私はわかってるんです。そしてそれに対して、この東洋町の現状を踏まえて</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは範囲が超えちようと議員の皆さんもおっしゃっとうわけですよ。</p> <p>(自席より：はいはい。はいはい。)</p> <p>わかってそういうこと言いよんでしょ。</p> <p>(自席より：打診・・・言うちょかんといかんと思って)</p> <p>田島さん、本当にわかって質問するのはちょっとだめです。</p> <p>(自席より：悪質よ)</p>

(自席より：ちょっと休憩とってくれてん。ほな言わしてもらいたいきに)

もうそんな今ここでこの議案に対して今やりよんですからね。それはまた

(自席より：他の議員が質疑せいと言いよるわしやほら。できるんやったら。勉強してきたんか)

発言をやめてください。次戻りますよ。

(自席より：ほんまにだあ)

他に質疑はありませんか。

(自席より：議長。今の他の議員が勉強してきたかとかほんまんなは侮辱で)

(自席より：ほれやったら言うたらええ発言を)

(自席より複数人発言あり)

議員の皆さん。議員の皆さん。議員の皆さん。自席からの発言をやめてください。

(自席より：止まらんで議長そんなん言いよったら、ほんまに) 皆さんの考えは重々承知してますので、もう止めますので。皆さんちょっと静粛にさせていただいて、皆さんの考えはわかります。それはもう承知ですので、わかります。ただやっぱり質問はさせていきますが、内容が範囲が超えましたら今のとおり止めますので、皆さんもそれをご承知になって了承していただきたいと思いますので、進めていきます。よろしくお願いします。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定をいたしました。

日程第12、承認第7号、専決処分事項、令和5年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、廣田齋史君。

(廣田 齋史 議員)

価格高騰重点支援給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金についてお伺いします。先ほど給付の時期は

2番議員

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>廣田議員、ページを。ページと節を言っていただきたいと思います。</p>
2 番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>1 2 ページの 1 4 国庫支出金の 1 2 ページです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>節を。</p>
2 番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>節が 1 と 6。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 と 6。はい、どうぞ。</p>
2 番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>で、いいですか。5 年度の。いいですか。</p> <p>これで給付金の時期はさっき未定ということやったんですけど、これの対象者への告知方法と給付方法をお伺いしたいですが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>

<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>廣田議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>価格高騰重点支援給付金につきましては、令和5年度の住民税非課税世帯を抽出しまして、そちらの世帯に向けて確認書というものを送ります。確認書を記入していただいて、返送していただいた方には指定した口座の方へ振り込みをさせていただきます。</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、4年度に同様の給付金を支給しております、対象がその方々になるんですけれども、中学生までの児童手当の対象になる方についてはこちらで把握できておりますので、支給しますという通知を送った上で、児童手当の振込口座へ振り込みさせていただきます。</p> <p>そして高校生につきましては、申請に基づいて口座振り込みということになっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(自席より：いいです)</p> <p>わかりました。</p> <p>2番、廣田齋史君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>16ページ。16ページの予防衛生、節はなんぼになるかな。7節か、報償費か。予防衛生費2097万の内容についてということで1,2点お聞きしたいと思います。このコロナ対策ワクチ</p>

	<p>ン接種計画について、期日や場所、対象者など、内容について、近いうちにということはありましたが、できれば内容についてお聞きしたいと思いますが</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。7節この3つに分かれてますよね。7節の報償費でしよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ひっくるめてなんやけどな。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ひっくるめてよりか、一問一答方式でやるんで</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>接種はどこになるかな。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>まとめてじゃなしに、一問一答でやるんでね。どの件についてということをはっきり述べてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>待ってよ、2千万円やったか出とったな。委託費の中で1300万。総額言うたもんやきに。よし、あれやったら今言う、委託料…</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7節でいいんですか。7節で質問するんですか。質疑をするんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こりゃどっちにしたらいいかな。結局ほの接種内容について聞きたいわけやきにね。こんだけの報償費を出して、これをどのようにして運営するかということですから、これは委託費…</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、簡潔にやらないかんのですけどね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>わかっちゃう。ほんなら12の委託料でやらしてもらいます。12節。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>12節委託料。17ページやね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>17ページ、はい、17ページの委託料にさせていただきます。かまいませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、委託料のどれですか。委託料たくさんありますよ。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だぁほんで委託料全体よ、ほらもう。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>全体じゃなしに額のところで言っていたかないと。全体やいうことにはならんですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まとめて言うのはどうしていかんのかな。</p> <p>この今言う 4 番目の点でいこう。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番目。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種委託料 1 1 5 5 万。これでいきましょう。かまいませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>その何を聞かれるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほやきに今言うたように、期日や場所、対象者などの内容についての今わかっている範囲で教えてくださいということです。それから 1 回目、2 回目の方はどやいう説明があったけども、きれいにメモできてません。そういうことも踏まえて、資格者言うか</p>

<p>議長</p>	<p>な、そういうことも踏まえてお願いしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>今回のワクチン接種の事業につきましては、令和5年度春及び秋開始接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費でございます。接種予定人数を合計2500人と見込んでおります。医療機関での個別接種を行った場合と、休日に集団接種となった場合も想定した予算となっており、接種場所は野根診療所及び寿美医院でございます。以上でございます。</p> <p>(自席より：対象者)</p> <p>春開始接種の対象者については、初回接種を終了した65歳以上の高齢者と、5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、及び医療従事者や介護従事者の方でございます。9月以降の秋開始接種の対象者は初回接種を終了した5歳以上の全ての方が対象者となります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは費用は0ですかね。個人負担はなかったんですかね。了解。</p>

2つ目の質疑に入ります。後先になってごめんなさい、14ページになっちゃんな。節が、価格高騰支援給付金2280万円。18節、15ページです、ごめんなさい。15ページの18節になります。補助金、わかりますか。消耗品、ごめんなさい、補助金やな、これについて1, 2点お聞きしたいと思います。この給付支援対象者や支援の内容をお聞きしたいんですが、あらかじめ説明がありました。なかなかきれいにはっきりとよう確認できておりません。住民さんに対する説明としてからもう1度お願いしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

近藤包括支援センター事務局長。

(自席より：ついでにいつから始めるかもできたら)

地域包括支援センター事務局長

(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

価格高騰重点支援給付金の対象者は、令和5年度の住民税均等割非課税世帯が対象となっております。1世帯につき3万円の支給となっております。また、5年度住民税課税であっても令和5年1月以降、非課税相当まで収入が下がった世帯については家計急変世帯として、申請に基づいて支給することとしております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>説明のときには700世帯やったんですかね、700世帯言いましたかね。これはなんですか、世帯でいくんですか、1人でいくんですか、この支給については。もう一度、世帯言われたかな、もう一度確認させてください。</p> <p>(自席より：言うた)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>1世帯3万円の支給となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3つ目の質疑に入ります。</p> <p>18ページお願いします。18節です。先ほどの課長の説明では25件分として、20万ですか、予算を組んだところ聞きましたが、ちょっと詳細をお聞きしたい、内容の。これ過去には、過去というかその今現在15万でしたかね、当初予算では。それは全額使い切ったと思うんですが、どれぐらいの数を、というのは結局、雄雌はまた違うんですね。それから今言う、飼い猫と、あるいはまたその野良猫といいますか、そういう猫との違いもあり</p>

	<p>ますが、それよりちょっと詳しくすいませんが、全部でこんだけ、ほんでそれが雄猫はこれば、雌猫はこればという形の説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>25回分の詳細を聞きたいということによろしいんですか。それでよろしいんですね。築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えさせていただきます。野良猫と飼い猫、合わせた25件分の予算として20万円を追加計上させていただいております。以上です。</p> <p>(自席より：当初)</p> <p>当初は15万円で8千円の15件分で、合計40件分となります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>説明では苦情が、苦情と言い方変かな、うるさいな、声が上がったということで予算を追加したと、こう説明がありました。</p> <p>この手術をしますよね、不妊手術をしてその猫は、例えば飼い主さんやったら手入れするときに首輪を付けるとかなんとかそういうほの手術したという確認の標識は付けるとは思います</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、また範囲を広げようとしよんですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これはどのようにしていたということをお聞きしたい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。もう止めますよ。もう範囲を、何回も言いよるでしょ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんまにだあ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>すいません田島さん、田島さん、25条により、発言を中止させていただきます。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これだけの予算を</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、もう戻ってください。</p> <p>(自席より：52条)</p> <p>はい52条、すいません。</p> <p>(自席より：54条)</p> <p>54条です。もう止めます。今日の発言止めます。</p>

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとはいとの声あり)

7番、田島毅三夫君。あ、ごめんなさい、すいません。発言禁止、そのままいきよった、すいません。私の間違いです、すいません。

もう一回やり直します。

他に反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第7号、専決処分事項、令和5年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第13、承認第8号、専決処分事項、令和5年度東洋町

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、専決第1号の承認を求め
ることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

(自席より：はい、はい)

質疑なしと認めました。

(自席より：えー、はい言うたやか今。どしたん)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとはいとの声あり)

7番、田島毅三夫君。

(自席より：議長)

はい。

副議長

(西岡 尚宏 副議長)

(自席より)聞きたいけど、さっきの発言禁止はさっきの議
題に対してですか。

議長

(福島 登 議長)

議題、そうです。はい、議題に対してです。すいません。

(自席より：わかりました)

(自席より：はは、終日と思いよったか)

議題に対してです。次はもうこの1日になります。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>脅かしみたいな。</p> <p>質疑はできませんので、反対討論させていただきます。</p> <p>確かにここに不納欠損ではないけれども221万5千ということ は収納になっております。これは私は1つは後期高齢者とい いますか、少子高齢といいますか、跡取りのいない、ほんでその 借りた本人さん、あるいは身内の方が高齢化していったから、な かなか払えなくなって、そういう結果が1つは</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。内容が違うんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どいてー。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>新築資金ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>新築資金やろ。うん、ほんでわしが言よんのは、これはその人 たちをそういう不納欠損として処理するのでなくて、そういう方 たちの事情を聞いてあげんといかんということで、今反対討論し てます。ただ払わなんだ人はそれを何して、その督促状、延滞金 がつくんでしょ、たぶん。そういうことも踏まえてですね、払い たくても払えないひとがいるんですよ。事情があつて。そういう</p>

議長

人に対して私はなんらかの手を打ってあげなければいけないと、
そういう上で反対しているんです。以上です。

(福島 登 議長)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第8号、専決処分事項、令和5年度東洋町住宅
新築資金等貸付事業特別会計予算、専決第1号の件を、挙手によ
り採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第14、承認第9号、専決処分事項、令和5年度東洋町観
光施設事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めること
についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとはいとの声あり)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>何点かお聞きしたいと思います。170万円の赤字と言いますか、予算が出てます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ページと節をお願いします。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>予算書の、4 ページか。歳入の歳出が出てますね。結局170万というのは出ておりますが、町が負担してと、それはかまんです。ただ、そのことについてちょっとお聞きしたい。どんなんですか、これは私たちが町から説明受けたのは令和4年度は黒字になっているとこう聞いてたんです。ところが現在こういうことになっておりますが、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>これは赤字の話ではないですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いやいや、違うんです。黒字であればこれは出す必要ないんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>黒字赤字じゃないですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

<p>議長</p>	<p>もう話にならんな。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>話にならないというか、この議題に則ってやってもらうのがほんまですよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そこの部分を町が負担してるんですから。ね、ね。ほやきに黒字であれば負担する必要はないのやないかということで確認してるんです。以上です。</p> <p>(自席より：答弁なかったらええ)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池税務課長。すいません、小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>反問します。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>反問します。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>すいません、田島議員にお聞きします。</p> <p>質問の内容がよくわからなかったのもう一度お聞きしたいんですが、田島議員は赤字になって町が補填していると言うたように記憶してますが、どこの予算を見てそういったことを言って</p>

議長	<p>るんでしょうか。それを一旦お聞きしたいと思います。お願いします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>田島さんちょっと待ってくださいよ、時間もう一度確認させてください。あと1分30秒です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議案説明書の理由説明書の17ページを見ました。この中に今言う、確かにごめんなさい、赤字という言葉は出ていません。しかしながら今言う、4年度の決算が終わったあとで170万円というお金を今言う専決処分させていただいて、払い込むと。こういうことになっているということは、これはうちはどんなんですか、こういう取り決めがあったんですか。今言う</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>まず反問に対する答えを言うてくださいよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>うん、ほやきに今言う赤字という言葉はすんませんでした。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>じゃあ撤回するんですね。赤字という言葉は。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

赤字という言葉はね。ただほの今言う黒字であるのに、なぜ出さんといかんのかということで、赤字という形で言わせて申し訳ありません、それは謝ります。それで結局うちは黒字であればうちはこのお金はなんでそういう規約というのか、そういう規則があったんかなと思って、手続き上のね。会社と、それから私はその会社の方がずっとやって

議長

(福島 登 議長)

田島さん、田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ちょっと話聞いてください。

議長

(福島 登 議長)

会社じゃないでしょ、また。

話がもうね、頭の中で整理ができてないと思いますよ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そらできてないわ、今日あなた、今日説明したんやかあんたら議案の説明を、早口で。

議長

(福島 登 議長)

7番田島毅三夫さん、質疑の時間がもう終わりました。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より)ほんまにこんなことで質疑ができるか。妨害しよ

議長

るのと一緒やなあんたら。

(福島 登 議長)

妨害してませんよ、時間どおりやりよんですよ。

はい、他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとはいの声あり)

(自席より：もう時間切れちゃうんか。)

時間切れです。

(自席より：討論も時間に含まれちよるやろ。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論はもう時間切れてますので。やらしません。

(自席より：30分過ぎちょんのか。30分)

入ってます。

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第9号、専決処分事項、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第1号の件を、挙手により採決

町長

します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認することに決定をいたしました。

日程第15、同意第1号、東洋町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

それでは議案提案理由説明書の19ページをお開けください。

同意第1号、東洋町副町長の選任につき同意を求めることについて、次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。令和5年5月22日提出でございます。

住所、安芸郡東洋町大字野根丙1906番地、氏名は、現議会事務局長の伊吹真貴博氏でございます。生年月日は昭和40年12月4日の満57歳、任期は令和5年5月23日から令和9年5月22日の4年間であります。

提案理由です。令和4年11月1日から副町長が不在のため、今回、伊吹真貴博氏を副町長に選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。なお、経歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参照願います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第1号、東洋町副町長の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、西岡尚宏君、並びに1番、大坪千倫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

8番、西岡尚宏君、並びに1番、大坪千倫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成8票、反対0票、以上のおりであります。

よって、同意第1号、東洋町副町長の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま、選任されました伊吹真貴博君が議場におられますので、一言、あいさつを受けることといたします。

伊吹真貴博君。

(伊吹 真貴博 議会事務局長)

この度、私の副町長選任にあたりまして、議会の同意をいただき、ありがとうございます。基より浅学非才、微力ではございますが、長崎町長の補佐役として、町政の発展と住民福祉の増進に全力を傾け、邁進する所存でございます。つきましては、皆様の

議会事務局長

<p>議長</p>	<p>ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>日程第16、同意第2号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>長崎町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>21ページの方を、よろしく願います。</p> <p>同意第2号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。令和5年5月22日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字河内1796番地2、氏名は前教育長の蛭子浩久氏でございます。生年月日は昭和37年12月26日生まれの満60歳でございます。任期は令和5年5月23日から令和8年5月22日までの3年間となっております。</p> <p>提案理由でございます。令和5年4月1日から教育長が不在のため、今回、蛭子浩久氏を教育長に任命したいと存じますので、よろしく願います。なお、経歴につきましては次ページに掲載しておりますのでご参照願います。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、
ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、東洋町教育委員会の教育長の任命につ
き同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、廣
田齋史君、並びに3番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願
います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及
び賛否が明らかでない投票は、地方自治法第129条第2項の規
定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

2番、廣田齋史君、並びに3番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成8票、反対0票。

以上のおりであります。

少しちょっと止めます。(チャイム)

よって、同意第2号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。

これにて会議を閉じます。

これで、令和5年第1回東洋町議会臨時会を閉会します。

どうも皆様お疲れさまでした。

これで、議会放送を終了いたします。

(閉会時間：12時01分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員